

## 言者による他宗教への 容さ（半）：宗教的自治 と政治

:

明:

多くの人々は、イスラ ムが他宗教の存在を めないと思っ ています。この 事では、 言者ムハンマド自身が定めた他宗教の人々との付き合い方の基 、そして彼が生前に示した模 について します。

半: 言者が生前に他宗教の人々へと示した 容性の、さらなる例。

目:[事比 宗教イスラ ムの包容力](#)

目:[事 言者ムハンマド彼の性格](#)

より: M. アブドッサラ ム

日 18 Aug 2014

集日 18 Aug 2014

他宗教に するイスラ ムの 容性を 著に示すサヒ ファに加え、 言者（神の慈悲と祝福あれ）の生前には他にも数多くの例があります。

## 宗教的会合と宗教的自治の自由

法による 可から、ユダヤ教徒たちは宗教の 践において完全に自由を持っていました。言者の 代のマディ ナのユダヤ教徒たちは、バイトル＝ミドラ スという独自の学校を持っており、そこでト ラ を唱えたり、崇 や教育を行っていました。

言者は使者に した多くの手 の中で、宗教施 に危害が加えられることはないと しています。ムスリムによる庇 を求めたシナイ山 カタリナ修道院の宗教指 者たちに宛てられた手 では、このように述べられています。

“これは、キリスト教に う者たちへの誓 として、ムハンマド ブン アブドッラ が送る である。我々はどこにあらうと、彼らと共にある。 に私、しもべたち、救援者たち、そ

して私の追 者たちは彼らを する。なぜなら彼らは私の市民であるからだ。神にかけて、彼らにとって不 な物事を、私は差し控える。彼らは何も 制されない。彼らの裁判官はその に留まり、彼らの修道士はその修道院に留まるのである。彼らの宗教の家を破したり、 つけたり、そこからムスリム に何か が び出されることは一切ない。これらの内いずれでも行った者は、神の誓 を破り、その使徒に背いたのである。 に、彼らは私の同盟者であり、彼らの憎 するあらゆることから私による安全を 保されているのだ。一人として、彼らに旅を いたり、 いを 付けることは出来ない。ムスリムたちが彼らのために わなければならぬのだ。もし女性キリスト教徒がムスリムと 婚する 合、彼女の承 なしにはそれは成立しない。彼女が教会へと礼 に れることが妨げられることはない。彼らの教会は保 されることが宣言されている。彼らが教会を修 することも、誓 の不可侵さが妨げられることもない。(ムスリム) 国家の 一人として、(この世の) 最の日までこの誓 に背くことはない。” [1](#)

ここからも分かるように、 数の条 からなるこの誓 には、人 のあらゆる重要な分野が包括されています。それにはイスラ ム国家に住む少数派の保 、崇 と移 の自由、自らの裁判官の任命の自由、自由な の保有 持、兵役 の免除、 下において保 を受ける 利などが含まれています。

これとは に、 言者は当 イエメンの一部だったナジラ ン地方から60人のキリスト教徒の代表 を彼のモスクに受け入れています。彼らの礼 が来ると、彼らは 方を向いて祈り始めましたが、 言者は彼らをそっとしておき、彼らに危害を加えることのないよう命じました。

## 政治

言者の人生においては、彼が他宗教の人々と政治的にも 力した例があります。彼は非ムスリムであったアムル ブン ウマイヤ アッ=ダムリ をエチオピアの王ネグスに大使として派遣しています。

これらは、 言者による他宗教への 容さにおける例のほんの一部です。イスラ ムは世界における宗教の多 性を しており、各人が真理であると信じる道を する 利を与えています。

す。宗教は人の自由意志に反して 制されるものではありませんし、そうであったこと  
もありません。そして 言者の人生における上 の例の数々は、宗教的 容性を推 し、ムス  
リムにとっての他宗教の人々との交流の指 を定めたクルア ンの章句の要 でもあるので  
す。神はこう仰せられています。

“?????????”??????2?256?

---

脚注:

1

“*Muslim and Non-Muslims, Face-to-Face*”, Ahmad Sakr. Foundation for Islamic Knowledge, Lombard IL.

この 事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/jp/articles/208>

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2024 IslamReligion.com. 断 を禁じます。